

三鷹市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「財団」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者（以下「ドナー」という。）及びその者が勤務する事業所等に対し、助成金を交付することにより、骨髄等移植の推進及びドナー希望登録者の増加を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 この事業の対象者は、次に掲げる者とする。ただし、国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除く。

- (1) 骨髄等の提供を行った日において、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であって、財団が実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者
- (2) 前号に規定する者が勤務している事業所等（以下「勤務事業所等」という。）

(助成金の交付額)

第3条 助成金の交付額は、骨髄等の提供のための通院又は入院に要した日数（以下「通院等の日数」という。）について、ドナーは1日につき2万円、勤務事業所等については1日につき1万円の助成金を交付する。

2 前項の通院等の日数は、次に掲げる通院等の日数を合計したものとし、その上限は7日とする。ただし、骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院及び入院を除くものとする。

- (1) 健康診断に係る通院
- (2) 自己血貯血に係る通院
- (3) 骨髄等の採取に係る入院
- (4) その他骨髄等の提供に関し、財団が必要と認める通院、入院及び面接

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三鷹市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）（様式第1号）又は三鷹市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（事業所用）（様式第1号の2）に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1号に該当する者 財団が発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) 第2条第2号に該当する者 ドナーについて財団が発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類の写し及びドナーとの雇用関係を証する書類の写し

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により奨励金の交付を受けたと認めるときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。